株式会社日本法令 出版部

『新公益法人の移行・再編・転換・設立ハンドブック』(改訂版) お詫びと訂正

本書中、下記の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

記

- ●P419 「5-5 合併の登記」の「3 登録免許税」について
- 【誤】 合併による変更登記の登録免許税は、1件につき3万円(登録免許税法別表第1第24号(1)リ)、合併による解散登記の登録免許税は、1件につき3万円(登録免許税法別表第1第24号(1)ト)

【正】 合併による変更登記の登録免許税は、<u>非課税(登録免許税法附則 27 I)、</u>合併による 解散登記の登録免許税も、非課税(登録免許税法附則 27 I)

- ●P430 「5-9 解散および清算人の登記」の「3 登録免許税」について
- 【誤】 解散登記の登録免許税は1件につき3万円(登録免許税法別表第1第24号(1)ト)、清算人または代表清算人の登記の登録免許税は1件につき9,000円(登録免許税法別表第1第24号(3)イ)
- 【正】 解散登記の登録免許税は<u>、非課税(登録免許税法附則 27 I)、</u>清算人または代表清算 人の登記の登録免許税<u>も、非課税(登録免許税法附則 27 I)</u>
- ●P431 「5-10 清算結了の登記」の「3 登録免許税」について
- 【誤】 清算結了登記の登録免許税は、1 件につき 2,000 円 (登録免許税法別表第 1 第 24 号 (3) ハ)
- 【正】 清算結了登記の登録免許税は、非課税(登録免許税法附則27I)

以上